

小矢部市稲葉山牧野（令和5年10月1日改定）

改 定 後				現 行			
（使用料） 第6条 第4条の規定により、市長の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に定める額の使用料を納めなければならない。				（使用料） 第6条 第4条の規定により、市長の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に定める額の使用料を納めなければならない。			
区分	基準	使用料		区分	基準	使用料	
		夏季 （4月1日から9月30日まで）	冬季 （10月1日から3月31日まで）			夏季 （4月1日から9月30日まで）	冬季 （10月1日から3月31日まで）
生後2週間以上小矢部市内の牛	1頭1日につき	円 <u>740</u>	円 <u>900</u>	生後2週間以上小矢部市内の牛	1頭1日につき	円 <u>590</u>	円 <u>720</u>
生後2週間以上小矢部市外の牛	〃	<u>850</u>	<u>990</u>	生後2週間以上小矢部市外の牛	〃	<u>680</u>	<u>790</u>